

船舶事故調査報告書

平成27年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年9月22日 05時26分ごろ
発生場所	北海道浜中町 ^{はまなか} 奔幌戸 ^{ほんぼろと} 漁港南東方沖 浜中町所在の霧多布港東防波堤灯台から真方位042° 7.4km 付近 (概位 北緯43° 08.1' 東経145° 11.7')
事故調査の経過	平成26年9月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{えいとく} 栄徳丸、2.0トン HK3-120862（漁船登録番号）、個人所有 8.87m (Lr) × 2.22m × 0.93m、FRP ガソリン機関、128kW（動力漁船登録票による）、平成4年5月 B 漁船 ^{たいよう} 太洋丸、1.52トン HK3-98941（漁船登録番号）、個人所有 6.70m (Lr) × 1.89m × 0.55m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和56年6月14日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月7日 免許証交付日 平成22年7月5日 (平成28年2月13日まで有効) B 船長B 男性 51歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年11月12日 免許証交付日 平成25年7月2日 (平成30年11月11日まで有効)
死傷者等	A なし B 重傷 1人（甲板員B）、軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首及び船首船底外板に擦過傷 B 船尾外板に亀裂等、船外機カバー及び右舷ブルワークに亀裂、操

	舵スタンドの倒壊
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、こんぶ漁の操業のため、平成26年9月22日05時05分ごろ、浜中町^{さかきまち}漁港を出港し、奔幌戸漁港南東方1海里（M）付近の集結場所（以下「集結場所」という。）に至り、主機のクラッチを中立にして出漁の合図を待った。</p> <p>船長Aは、05時24分ごろ、指揮船のスタートの合図により約30～40隻の僚船と共に一斉に発進し、集結場所の東方約2M付近にある^{もうらいつと}貫人の漁場に向け、陸岸線に沿って東進した。</p> <p>船長Aは、増速するにつれてA船の船首が浮上し、半速力前進の約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で航行すると船首部の両舷側それぞれ約15度の範囲に死角（視界が制限される状態）を生じることから、時折、操舵スタンドの床面よりも一段高くなった船尾甲板部に上がって前方の確認を行っていた。</p> <p>船長Aは、発進して間もなく先行する僚船群の隙間に船首が向くよう針路を定めたので、僚船に接近することはないものと思い、その後、操舵スタンドの後方に立って操船に当たった。</p> <p>A船は、約30km/hの速力で東進中、05時26分ごろ、その船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突の衝撃と同時に船体が持ち上がり、左舷船首付近から現れたB船を認め、直ちに機関を停止した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、こんぶ漁の操業のため、05時10分ごろ、奔幌戸漁港を出港した。</p> <p>船長Bは、集結場所に至って待機した後、スタートの合図により集結場所を発進し、操舵スタンドの後方に立ち、左手で舵輪を、右手でスロットルレバーを操作しながら操船に当たり、甲板員Bを操舵スタンド前方の甲板上左舷側に座らせ、集結場所の東方約0.5M付近にあるゴメ島と称される小島付近の漁場に向けて約30km/hの速力で東進した。</p> <p>船長Bは、付近の僚船と接近し過ぎることがないように適宜針路を調整し、GPSプロッターに入力した漁場のポイントを確認しながら東進中、同ポイントに近づいて減速することとしたが、右肩越しに船尾方を見て、減速しても支障となる後続船はいないものと思い、速力を徐々に減じた。</p> <p>B船は、船首が東北東方を向き、約5km/hの速力となったとき、A船と衝突した。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、船長Bが後方からの衝撃を受けて操舵スタンドに顔面を打ち付け、甲板員Bが倒れてきた操舵スタンドが背部に当たり、それぞれ負傷した。</p> <p>A船及びB船は、互いの被害状況を確認した後、A船がB船をえい航して奔幌戸漁港に戻り、船長B及び甲板員Bは、救急車で北海道釧</p>

	<p>路市内の病院に搬送され、船長Bが顔面裂創及び右頬部皮下出血等、甲板員Bが第12胸椎・第1腰椎破裂骨折及び第1～3腰椎横突起骨折とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>浜中町沖のこんぶ漁に従事する船舶は、指揮船のスタートの合図により集結場所を一斉に発進して、各船が少しでも条件が良い漁場を確保するため、先を争う状況であった。</p> <p>集結場所のスタートラインは、目的の漁場別に定められていて、旗の付いた2本の標識で示され、その間隔が約100mであった。</p> <p>船長Aは、本事故時、近隣の漁場での漁模様が良くなかったことから、他地区からの漁船も来ていて集結場所が混んでいる状況下、集団の中央よりもやや後方に位置し、付近の僚船が全てA船と同じ漁場に向かうものと思っていた。</p> <p>船長Bは、本事故時、家族が不在でこんぶ干し作業の人手が足りないことから、干す必要のないこんぶを採ることを思い立ち、ふだんあまり行くことのないゴメ島付近の漁場に向かっていった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、奔幌戸漁港南東方沖において、僚船が漁場に向けて競合する状況下、船長Aが、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路で減速したB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、先行する僚船が同じ漁場に向かうものであり、先行する僚船群の隙間に船首が向くよう針路を定めたことから、先行する僚船に接近することはないと思い込み、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、奔幌戸漁港南東方沖において、僚船が漁場に向けて競合する状況下、船長Bが、漁場のポイントに近づいて減速する際、後方の見張りを適切に行わなかったことから、A船の前路で減速してA船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、奔幌戸漁港南東方沖において、A船及びB船が共に東進中、船長Aが、船首方の死角を補う見張りを行わず、また、船長Bが、減速する際、右肩越しに船尾方を見ただけで、後方の見張りを適切に行わなかったため、B船と後続のA船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

られる。

- ・ 船首方に死角を生じる場合は、同死角を補う見張りを適切に行うこと。
- ・ 他船と漁場が競合する状況で操業する場合は、周囲の見張りを適切に行うこと。
- ・ 出漁時の事故防止のための安全対策として、一斉スタート方式に替わる、新たなルール作りが望まれる。

付図1 事故発生経過概略図

